



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 2 1 号 令和 6 年 7 月 1 2 日 発行

目 次

は県例規集登載

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
3 4	徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例	危機管理政策課
3 5	徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止する条例	同
3 6	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
3 7	徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	財政課
3 8	過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	税務課
3 9	地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	同
4 0	徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例	にぎわい政策課
4 1	徳島県こども未来関係手数料条例	こども未来政策課
4 2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	子育て応援課
4 3	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	健康寿命推進課 国保運営室

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
4 4	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	薬務課
4 5	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	長寿いきがい課
4 6	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会

【 規則 】

番 号	表 題	担当課名
4 6	徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則	危機管理政策課
4 7	徳島県政策創造関係手数料条例施行規則を廃止する規則	政策企画課
4 8	徳島県経営戦略関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則	同
4 9	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
5 0	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
5 1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	情報政策課
5 2	徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則	生活環境政策課
5 3	徳島県計量法関係手数料規則及び徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則	産業創生・ 大学連携課
5 4	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【 訓令 】

番 号	表 題	担当課名
8	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例**（条例第三十四号）

- 一 次に掲げる条例について、組織の再編に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 1 徳島県危機管理環境関係手数料条例
 - 2 徳島県経営戦略関係手数料条例
 - 3 徳島県未来創生文化関係手数料条例
 - 4 徳島県商工労働観光関係手数料条例
- 二 徳島県政策創造関係手数料条例は、廃止することとした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 四 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第二号）及び徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例について、所要の整理を行うこととした。

● **徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止する条例**（条例第三十五号）

- 一 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例は、廃止することとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十六号）

- 一 警察官の階級のうち警視又は警部であつて、当該職を占める職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職は、管理監督職としないこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十七号）

- 一 選定療養である後発医薬品がある新医薬品等の処方等又は調剤を受ける場合の使用料の額を定めることとした。
- 二 徳島県立中央病院に腎臓内科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科及びリハビリテーション科を新設するとともに、放射線科を放射線診断科及び放射線治療科に分離することとした。
- 三 徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院にリハビリテーション科を新設することとした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この条例は、令和六年十月一日から施行することとした。ただし、二、三及び四の一部については、公布の日から施行することとした。

● **過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十八号）

- 一 過疎地域内又は準過疎地域内における県税の課税免除の要件に係る製造業等の用に供する設備の取得等の期限を、令和九年三月三十一日までとすることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

● **地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例**（

条例第三十九号)

一 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を、令和八年三月三十一日までとすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

● 徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例（条例第四十号）

一 組織の再編により観光スポーツ文化部が設置されたことに伴い、観光スポーツ文化関係の事務に係る手数料について定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県子ども未来関係手数料条例（条例第四十一号）

一 組織の再編により子ども未来部が設置されたことに伴い、子ども未来関係の事務に係る手数料について定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）

一 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の要件を改めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）

一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第四十四号）

一 次に掲げる条例について、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

1 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例

2 徳島県保健福祉関係手数料条例

二 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、三の一部については、公布の日から施行することとした。

三 一の2について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 介護保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十

六号)

- 一 大規模な災害として警察本部長が定める災害に係る作業に従事した場合の災害警備等手当の額を定めることとした。
- 二 警察職員が日没時から日出時までの間に災害警備等の作業に従事した場合等の災害警備等手当の額について、加算措置を定めることとした。
- 三 災害警備等手当の支給要件を改めることとした。
- 四 その他所要の整備を行うこととした。
- 五 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

● **徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四十六号）

- 一 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県政策創造関係手数料条例施行規則を廃止する規則**（規則第四十七号）

- 一 徳島県政策創造関係手数料条例施行規則は、廃止することとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県経営戦略関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四十八号）

- 一 徳島県経営戦略関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則**（規則第四十九号）

- 一 大麻取締法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第五十号）

- 一 生活保護法並びに徳島県危機管理環境関係手数料条例及び徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則**（規則第五十一号）

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第五十二号）

- 一 徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県計量法関係手数料規則及び徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則**（規則第五十三号）

一 次に掲げる規則について、徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

1 徳島県計量法関係手数料規則

2 徳島県技能検定実技試験手数料規則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第五十四号）

一 徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部改正並びに徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例及び徳島県こども未来関係手数料条例の制定に伴う所要の整理を行うこととした。

二 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二及び四の一部については、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

四 二について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十四号

徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例

(徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県危機管理環境関係手数料条例(平成十六年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県危機管理関係手数料条例

第一条中「危機管理環境関係」を「危機管理関係」に改める。

別表第一の百五十四の項から百九十七の項までを削る。

(徳島県政策創造関係手数料条例の廃止)

第二条 徳島県政策創造関係手数料条例(平成二十四年徳島県条例第四十号)は、廃止する。

(徳島県経営戦略関係手数料条例の一部改正)

第三条 徳島県経営戦略関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県企画総務関係手数料条例

第一条中「経営戦略関係」を「企画総務関係」に改める。

第三条の見出し中「時期」の下に「及び方法」を加え、同条中「手数料」の下に「(次項の手数料を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第一の四の項から六の項までに掲げる事務に係る手数料は、知事が別に定めるもののほか、写し等の交付を受ける際、規則で定める方法により納付

しなければならない。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第五条 別表第一の四の項及び五の項に掲げる事務に係る手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

2 行政不服審査法施行条例(平成二十八年徳島県条例第十二号)第三条の規定は、別表第一の六の項に掲げる事務に係る手数料について準用する。
別表第一に次のように加える。

四 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の十六第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付

五 政治資金規正法第二十條の二第二項の規定に基づく収支報告書等(同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、同法第十四条第一項(同法第十七条第四項において準用する場合を含む。))の規定による書面又は同法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。)の写しの交付

六 次に掲げる法律の規定において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付

イ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十八条第一項

ロ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十六条第一項及び第二項

ハ 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五条第三十二項において準用する公職選挙法第二百十六条第二項

用紙一枚につき十円(用紙の両面に印刷しているものにあつては、用紙一枚につき二十円)

用紙一枚につき十円(用紙の両面に印刷しているものにあつては、用紙一枚につき二十円)

1 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき十円(両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円)

2 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき五十円(両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、百円)

3 1及び2に掲げる場合以外の場合 実費に相当する額

(徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正)

第四条 徳島県未来創生文化関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県生活環境関係手数料条例

第一条中「未来創生文化関係」を「生活環境関係」に改める。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

別表第一中一の項から八の項までを削り、九の項を一の項とし、十の項を二の項とし、同項の次に次の八項を加える。

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に

規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十三万円

ロ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十一万円

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に係る審査 十二万円

ロ その他の一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に係る審査 十万円

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査

三万三千元

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査

二万円

七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査

六万八千元

八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六第一項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査

六万八千元

九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者

十四万七千元

による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査

十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査

十三万四千円

別表第一の十一の項から十五の項までを次のように改める。

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査

八万千円

十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査

七万三千円

十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査

十万円

十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査

九万四千円

十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

七万千円

別表第一に次の三十一項を加える。

十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

九万二千円

十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査

八万千円

十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査

七万四千円

十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査

十万円

二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業

九万五千円

廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査

二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査

二十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査

二十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査

二十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査

二十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査

二十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査

二十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査

七万二千元

九万五千元

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十五万円

ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十二万円

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十三万円

ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十一万円

三万三千元

二万円

六万八千元

六万八千元

四万円

三十	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	五千元
三十一	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	四千元
三十二	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	四千元
三十三	使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	三千元
三十四	使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	五千元
三十五	使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	四千元
三十六	使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	七万八千円
三十七	使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	七万円
三十八	使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	八万四千円
三十九	使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	七万七千円
四十	使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	六万七千円
四十一	土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	三万九百円
四十二	土壤汚染対策法第二十二条第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	二十四万円

<p>する審査</p> <p>四十三 土壌汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>四十四 土壌汚染対策法第二十三條第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>四十五 土壌汚染対策法第二十七條の二第一項、第二十七條の三第一項又は第二十七條の四第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p> <p>四十六 土壌汚染対策法第三十二條第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査</p>	<p>二十二万四千円</p> <p>二十二万二千円</p> <p>十二万円</p> <p>二万四千八百円</p>
--	--

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正)

第五条 徳島県商工労働観光関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県経済産業関係手数料条例

第一条中「商工労働観光関係」を「経済産業関係」に改める。

別表第一の三十の項から三十四の項までを削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正)

2 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例(令和六年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。
別表第一の百五十三の項の次に次のように加える改正規定中「百五十三の二」を「百五十四」に改める。

(徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成三年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第九条第九項中「徳島県商工労働観光関係手数料条例」を「徳島県経済産業関係手数料条例」に改める。

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第三十五号

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止する条例

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例（令和二年徳島県条例第五十号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第三十六号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号中「警部（」の下に「人事管理上の必要性に鑑み、それを占める職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職及び」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三十七号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第八十六条第二項第一号」の下に「（これらの規定を同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）」を、「第八十五条第二項」の下に「（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第三号」を「から第四号まで」に、「七千七百円」を「七千円」に改め、同項第二号中「三千三百円」を「三千円」に改め、同項第九号を第十号とし、同項第八号中「五千五百円」を「五千円」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「五千五百円」を「五千円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「六千六百元」を「六千円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、同項第四号中「一万四百七十円」を「九千五百九十円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 選定療養である保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第七条の二に規定する後発医薬品のある同条に規定する新医薬品等の処方等又は調剤を受ける場合 当該新医薬品等の価格から当該後発医薬品の価格のうち最も高いものを控除して得た額に四分の一を乗じて得た額

第十条第四項第三号中「五千二百三十円」を「四千七百五十五円」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項及び前項第三号の規定にかかわらず、消費税法（昭和六十二年法律第八号）の規定による消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税が課される場合における使用料又は手数料の額は、第二項及び前項第三号の規定により算定した額に百分の百十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表徳島県立中央病院の項中「循環器内科」を「循環器内科 腎臓内科」に、「心臓血管外科 脳神経外科」を「呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺・内分泌外科」に、「放射線科」を「リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科」に改め、同表徳島県立三好病院の項及び徳島県

立海部病院の項中「放射線科」を「リハビリテーション科 放射線科」に改める。

附則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定及び同条第二項第一号の改正規定（第六十三条第二項第五号）の下に「同法第百四十九条において準用する場合を含む。」を加える部分に限る。）並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十八号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一項」の下に「（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第二条第一項第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第一条及び第二条第一項第一号の規定は、令和六年四月一日から適用する。

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第三十九号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定は、令和六年四月一日から適用する。

徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十号

徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例

(趣旨)

第一条 県が行う観光スポーツ文化関係の事務に係る手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
(手数料の徴収)

第二条 別表の上欄に掲げる事務について、同表の下欄に掲げる金額の手数料を徴収する。
(手数料の納付の時期)

第三条 手数料は、知事が別に定めるもののほか、申請等の際、納付しなければならない。
(手数料の減免)

第四条 手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。
(手数料の還付)

第五条 既納の手数料は、還付しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

事	務	金 額
一	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第四条第一項及び旅行業法施行令(昭和	二万七千円

<p>四十六年政令第三百三十八号) 第五条第一項の規定に基づく旅行業の登録の申請に対する審査</p> <p>二 旅行業法第四条第一項及び旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行者代理業の登録の申請に対する審査</p> <p>三 旅行業法第六条の三第一項及び旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査</p> <p>四 旅行業法第六条の四第一項及び旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行業の変更登録の申請に対する審査</p> <p>五 旅行業法第二十四条第一項及び旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査</p> <p>六 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第十四条第一項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査</p> <p>七 銃砲刀剣類所持等取締法第十五条第二項の規定に基づく登録証の再交付</p> <p>八 銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第一項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査</p>	<p>一万五千元</p> <p>一万七千元</p> <p>一万千元</p> <p>一万五千元</p> <p>六千三百円</p> <p>三千五百円</p> <p>八百円</p>
--	---

備考

- 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 二 この表の下欄に掲げる金額は、一件についての金額とする。

徳島県子ども未来関係手数料条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第四十一号

徳島県子ども未来関係手数料条例

(趣旨)

第一条 県が行う子ども未来関係の事務に係る手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 別表第一の上欄に掲げる事務について、同表の下欄に掲げる金額の手数料を徴収する。

(手数料の納付の時期)

第三条 手数料は、知事が別に定めるもののほか、申請等の際、納付しなければならない。

(手数料の納付の特例)

第四条 別表第二の上欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる者が行う場合にあつては、当該事務に係る手数料は、当該事務を行う者に納付しなければならない。
2 前項の規定により納付された手数料は、当該納付を受けた者の収入とする。

(手数料の減免)

第五条 手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

(手数料の還付)

第六条 既納の手数料は、還付しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

事	務	金額
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施		一万二千七百円
二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査		二千四百円
三 児童福祉法第十八条の十八第三項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査		四千二百円
四 児童福祉法施行令第十七条第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付		千六百元
五 児童福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付		千百元
六 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第一条第一項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付		四千元
七 母体保護法施行令第一条第二項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付		三百円
八 母体保護法施行令第三条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の訂正		二千四百円
九 母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の再交付		二千八百円
十 母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員標識の再交付		二千五百円

備考

- 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 二 この表の下欄に掲げる金額は、一件についての金額とする。

別表第二（第四条関係）

事	務	納付を受ける者
別表第一の一の項及び二の項の事務		児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の一の二の(三)中「二十」を「十五」に改め、同二の(四)中「三十」を「二十五」に改める。

別表第二の一の二の(三)中「二十」を「十五」に改め、同二の(四)中「三十」を「二十五」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 認定こども園における子どもに対する教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該認定こども園については、当分の間、改

正後の別表第一の第一の一の二の(三)及び(四)並びに別表第二の一の二の(三)及び(四)の規定は適用せず、改正前の別表第一の第一の一の二の(三)及び(四)並びに別表第二の一の二の(三)及び(四)の規定は、なおその効力を有する。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第四十三号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削り、同条第二項中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十条、第十一条、第十三条及び第十四条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十四号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十四年徳島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「(同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む)」、同条第一項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第一号、第十一条第一項及び第十七条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

(徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正)

第二条 徳島県保健福祉関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許」を「大麻草採取栽培者の免許」に改め、同表の四十二の項中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者名簿」に改め、同表の四十三の項中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者の免許証」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻取扱者の登録事項の変更及び大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正法附則第六条の規定に基づき改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の免許の申請を行う者は、第二条の規定による改正後の徳島県保健福祉関係手数料条例別表第一の四十一の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十五号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「準用する省令第百三十九条の二第二項」を「読み替えて準用する省令第百三十九条の三第二項」に改める。

第四条中「第百十五条の十一において」の下に「読み替えて」を加える。

第四条の二ただし書及び第五条ただし書中「第百三十九条の二第二項」を「第百三十九条の三第二項」に改める。

第七条中「から第十三条まで」を「及び第十三条」に改める。

第十二条中「、第五号、」を「及び」に改め、「、第九号及び第十号」、「又は施設」及び「又は入所者」を削る。

附則第二項中「（以下「施行日」という。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第四十六号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「自然現象又は」を「自然現象若しくは」に改め、同項第一号中「（引き続き二日以上従事した場合に限る。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 災害警備等手当の額は、作業に従事した日一日につき、八百四十円（大規模な災害として本部長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、千八十円）とする。

第十七条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる作業の全部又は一部が次の各号に掲げる場合における災害警備等手当の額は、当該各号に定める額を、前項に定める額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一 日没時から日出時までの間に行われた場合 基本額の百分の五十に相当する額

二 特に著しく危険であると本部長が認める場合 基本額の百分の百に相当する額

三 本部長が著しく危険であると認める区域で行われた場合（前号に掲げる場合を除く。） 基本額の百分の百に相当する額

附則第五項中「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「これら」に、「八百四十円」を「基本額の百分の百に相当する額」に改める。

附則第六項を削る。

附則第七項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を「及び第三項」に、「同条第二項の」を「これらの」に、「当該額」を「基本額」に改め、同項を附則第六項とする。

附則中第八項の前の見出しを削り、同項を第七項とし、同項の前に見出しとして「(特定新型コロナウイルス等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特
殊勤務手当の特例)」を付し、第九項を第八項とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第六項の規定により読み替えられ
た改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された災害警備等手当は、改正後の条例第十七条の規定による災害警備等手当の内払とみなす。

徳島県規則第四十六号

徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則（平成十六年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則

第一条中「徳島県危機管理環境関係手数料条例」を「徳島県危機管理関係手数料条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第四十七号

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則を廃止する規則

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則（平成二十四年徳島県規則第四十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第四十八号

徳島県経営戦略関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県経営戦略関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県経営戦略関係手数料条例施行規則（平成十二年徳島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県企画総務関係手数料条例施行規則

第一条中「徳島県経営戦略関係手数料条例」を「徳島県企画総務関係手数料条例」に改める。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

本則に次の一条を加える。

（手数料の納付の時期及び方法）

第四条 条例別表第一の四の項から六の項までに掲げる事務に係る手数料は、それぞれ少額領収書等の写しに係る写し、収支報告書等の写し又は書面若しくは書類の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面（以下「写し等」という。）の交付を受ける際、現金により納付しなければならない。ただし、写し等の送付を求める場合には、当該写し等の交付前に、納入通知書その他知事が定める方法により納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第四十九号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

。 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

。 別表第二薬務課の項第七号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

徳島県規則第五十号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第三十号の14中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項第七十六号中「徳島県危機管理環境関係手数料条例」を「徳島県危機管理関係手数料条例」に改め、同表徳島県東部農林水産局長の項中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第五十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項第一号及び徳島県動物愛護管理センター所長の項第一号中「徳島県危機管理環境関係手数料条例」を「徳島県危機管理関係手数料条例」に改める。

別表第三個別事項の項第四十六号中「徳島県未来創生文化関係手数料条例」を「徳島県生活環境関係手数料条例」に改め、同号の2中「第五条」を「第四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府令第七号）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル省令第九号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第五十二号

。 徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則（令和二年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則

第一条中「徳島県未来創生文化関係手数料条例」を「徳島県生活環境関係手数料条例」に改める。

第二条中「別表第一の九の項及び十の項」を「別表の一の項及び二の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第五十三号

徳島県計量法関係手数料規則及び徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県計量法関係手数料規則及び徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「徳島県商工労働観光関係手数料条例」を「徳島県経済産業関係手数料条例」に改める。

- 一 徳島県計量法関係手数料規則（平成十二年徳島県規則第十二号）第一条
- 二 徳島県技能検定実技試験手数料規則（平成十二年徳島県規則第十三号）第一条

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第五十四号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の項の項名を「徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）」に改め、同項第一号の百二十七から第一号の百七十までを削り、同表徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の項の項名を「徳島県企画総務関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）」に改め、同項第五号から第七号までを削り、同項の次に次のように加える。

<p>徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例（令和六年徳島県条例第四十号）</p>	<p>五 旅行業新規登録申請手数料 五の二 旅行業者代理業登録申請手数料 五の三 旅行業更新登録申請手数料 五の四 旅行業変更登録申請手数料 五の五 旅行サービス手配業登録申請手数料 五の六 銃砲刀剣類登録申請手数料 五の七 銃砲刀剣類登録証再交付手数料 五の八 刀剣類製作承認申請手数料</p>
<p>徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）</p>	<p>六 一般旅券発給手数料 六の二 一般旅券渡航先追加手数料 六の三 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 六の四 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料 六の五 一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定申請手数料 六の六 一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定更新申請手数料 六の七 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 六の八 許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料 六の九 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料 六の十 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料 六の十一 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料</p>

-
- 六の十二 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
- 六の十三 産業廃棄物処分業許可申請手数料
- 六の十四 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
- 六の十五 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
- 六の十六 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
- 六の十七 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
- 六の十八 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
- 料
- 六の十九 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料
- 六の二十 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
- 六の二十一 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
- 手数料
- 六の二十二 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
- 料
- 六の二十三 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
- 六の二十四 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
- 六の二十五 産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定申請手数料
- 六の二十六 産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定更新申請手数料
- 六の二十七 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料
- 六の二十八 産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料
- 六の二十九 廃棄物再生事業者登録申請手数料
- 六の三十 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料
- 六の三十一 第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料
- 料
- 六の三十二 使用済自動車引取業者登録申請手数料
- 六の三十三 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料
- 六の三十四 使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料
- 六の三十五 使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料
- 数料
- 六の三十六 使用済自動車解体業許可申請手数料
- 六の三十七 使用済自動車解体業許可更新申請手数料
- 六の三十八 使用済自動車破砕業許可申請手数料
- 六の三十九 使用済自動車破砕業許可更新申請手数料
- 六の四十 使用済自動車破砕業の変更許可申請手数料
- 六の四十一 指定調査機関の指定申請手数料
- 六の四十二 汚染土壌処理業許可申請手数料
-

<p>徳島県こども未来 関係手数料条例（令 和六年徳島県条例第 四十一号）</p>	<p>七 受胎調節実地指導員指定証交付手数料 七の二 受胎調節実地指導員標識交付手数料 七の三 受胎調節実地指導員指定証訂正手数料 七の四 受胎調節実地指導員指定証再交付手数料 七の五 受胎調節実地指導員標識再交付手数料</p>
	<p>六の四十三 汚染土壌処理業許可更新申請手数料 六の四十四 汚染土壌処理業の変更許可申請手数料 六の四十五 汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 六の四十六 指定調査機関の指定更新申請手数料</p>

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第四十八号から第五十号までを次のように改める。

- 四十八 大麻草採取栽培者免許申請手数料
 - 四十九 大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料
 - 五十 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料
- 別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項に次の百五十一号を加える。
- 九十九から二百四十九まで 削除

別表第一徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の項を削り、同表徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の項第二百七十八号から第二百八十四号までを次のように改める。

- 二百七十八から二百八十四まで 削除
- 別表第一徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の項第二百八十四号の二を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第四十八号から第五十号までの改正規定及び次項の規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。
- 2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和六年徳島県条例第四十四号。以下「整備条例」という。）附則第二項に規定する手数料については、なお従前の例による。
- 3 整備条例附則第三項の規定に基づく手数料については、改正後の別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第四十八号の規定の例により徴収する。

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四人事課の項部長の欄中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）第十五条の五（第二十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による勤勉手当の勤務成績による割合の決定

別表第四薬務課の項部長の欄第六号を次のように改める。

六 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関する次のこと。

1 第十一条ただし書の規定による栽培地外への大麻の持出しの許可

2 第十二条の三第一項の規定による大麻草採取栽培者の免許の取消し又は大麻草の栽培の中止の命令及び同条第二項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録の抹消
別表第四薬務課の項部長の欄第九号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同号の1中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同号の2中「第十条第三項」を「第十二条の四第二項」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者の免許の取消し及び同条第四項の規定による大麻草採取栽培者名簿」に改め、同号の3中「収去命令」を「収去」に改める。

別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第三号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「収去命令」を「収去」に改める。

別表第六の三徳島県立工業技術センター所長の項第二号中「徳島県商工労働観光関係手数料条例」を「徳島県経済産業関係手数料条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年七月十二日から施行する。ただし、別表第四薬務課の項部長の欄第六号の改正規定及び同項課長の欄第九号の改正規定並びに別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第三号の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。